

令和 8 年 7 月 2 4 日
報 道 発 表 資 料

川崎市（総務企画局）

次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

所 属	環境局
職 位	職長
年 齢	5 2 歳
性 別	男性
処 分 内 容	停職 2 月
処 分 理 由	令和 6 年 5 月から令和 7 年 7 月までの間、職場等において、上司に対し、職員の面前で呼び捨てにした上で、人格や能力を否定する侮辱的な言動、威圧的な言動などを繰り返し行った。 その結果、当該上司は精神疾患に罹患し、長期間療養するに至った。 このことは、常に高い行為規範を求められる公務員としてあるまじき行為であり、公務に対する信用を著しく失墜させ、全体の奉仕者としてふさわしくない非行であった。
処分発令日	令和 8 年 7 月 2 4 日
処 分 者	川崎市長
備 考	管理監督責任として、上司 2 名（①環境局 部長級 5 9 歳 男性、②環境局 部長級 5 6 歳 男性）に対して文書訓戒、上司 1 名（環境局 課長補佐 5 0 歳 男性）に対して文書注意を行った。

問合せ先

川崎市総務企画局人事部人事課 砂田

0 4 4 - 2 0 0 - 0 8 6 8 内線 2 2 1 0 2